日付：令和6年3月25日

＞＞＞＞ダウンロード＜＜＜＜

○地区集会所建設事業補助金交付要綱

平成17年１月１日告示第104号

改正

平成20年５月28日告示第215号

平成20年９月１日告示第279号

平成21年10月29日告示第301号

令和５年２月14日告示第30号

地区集会所建設事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「団体」という。）が設置する地区集会所の建設・改修費を補助することにより、地域住民の福祉向上及びコミュニティ活動の推進を図ることを目的とする。

（補助の対象）

第２条　補助の対象となる地区集会所は原則として市の行政区域内の町又はこれに準ずる地区を単位とし、延べ建築面積50平方メートル以上の建物で、地域の集会を目的として団体が所有並びに管理又は運営される建物とする。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、1,000円未満の額については切捨てとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助の対象 | 補助金の額 |
| 新築 | 地区集会所の新築に要した事業費。（土地造成・買取費・既存建物撤去工事費・備品購入費・附属設備費は除く） | 工事総額の２分の１以内で最高限度額を500万円とする。 |
| 増築・改築・補修・改修 | 工事総額が10万円以上のものとする。（土地造成・買取費・既存建物撤去工事費・備品購入費・附属設備費は除く） | 工事総額から10万円を控除した額の２分の１以内で、最高限度額を500万円とする。 |
| 耐震診断 | 昭和56年５月31日以前に着工され完成しており、在来軸組工法・伝統的工法・枠組壁工法のもので、３階建て以下のもの。三重県木造住宅耐震促進協議会の登録診断員による診断を受けたもの。 | １棟につき診断料の３分の２以内で、最高限度額を４万円とする。 |

２　地区集会所の建築等に関して他の補助金、助成金がある場合は、補助対象事業費から差し引くものとする。

（補助申請書等の提出）

第４条　補助金の交付を受けようとするものは、工事着工前に松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号。以下「規則」という。）第４条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　地区集会所建設事業計画書（様式第１号）

(２)　地区集会所建設事業収支予算書（様式第２号）

(３)　市建築開発担当部署との協議書（耐震診断は除く。）

(４)　建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項又は第６条の２第１項に規定する建築確認済証の写し（市建築開発担当部署との協議により、建築確認申請が必要な場合に限る。）

(５)　工事費等見積書の写し（２社以上）

(６)　耐震補強計画の写し（耐震診断後に耐震補強する場合に限る。）

(７)　地区集会所位置図

(８)　地区集会所設計図（平面図、立面図等）

(９)　土地所有及び利用に関する書類（修繕及び耐震診断は除く。）

(10)　工事着工前の写真（新築及び耐震診断は除く。）

(11)　建築年月日の確認できる書類（耐震診断の場合）

(12)　事業が団体で承認されたことを証する書類（補助対象工事費が1,000万円を超える場合に限る。）

(13)　その他市長が必要と認める書類（誓約書・承認書等）

（補助金の交付決定）

第５条　市長は、当該申請に係る書類の審査により補助金を交付すべきものと決定したときは、速やかに規則第７条に定める補助金等交付決定通知書により通知しなければならない。

（着工届及び完成届の提出並びに現地調査）

第６条　補助金等交付決定通知書を受けたもの（以下「補助団体」という。）は、当該事業の着工前に工事着工届（様式第３号）を、完成後に工事完成届（様式第４号）に、建設基準法第７条第５項に規定する検査済証の写し（建築確認済証が発行されている場合に限る。）及び工事完了写真を添えて市長に提出し、市の現地調査を受けなければならない。

（補助金の概算払請求）

第７条　補助団体は、次に掲げる条件をすべて満たす場合に限り、補助金概算払請求書（様式第７号）により、補助金の概算払の請求ができる。

(１)　補助金等交付決定通知書が通知されているとき。

(２)　補助対象工事費が1,000万円を超えるとき。

(３)　工事完成届が提出されているとき。

(４)　市の現地調査が終了しているとき。

(５)　建設基準法第７条第５項に規定する検査済証が発行されているとき（建築確認済証が発行されている場合に限る。）

（実績報告書等の提出）

第８条　補助団体は、事業が完了した後、速やかに規則第13条に定める事業実績報告書及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(１)　事業実績報告書（様式第５号）

(２)　事業収支精算書（様式第６号）

(３)　耐震診断報告書の写し（耐震診断の場合に限る。）

(４)　地区集会所建築費等を支払ったことを証する書類の写し及び事業内容に変更があった場合は、当該変更内容が確認できる書類の写し

(５)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の事業実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、適正に事業が遂行されたと判断したときは、交付すべき補助金の金額を確定するものとする。

（補助金の請求）

第10条　補助団体は、補助金の額の確定通知があったときは、補助金請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条　補助金の支払は、第７条の規定による概算払を行った場合を除き、第９条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。

（補助金の返還）

第12条　市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(１)　虚偽の方法により、補助金の交付を受けたとき。

(２)　地区集会所を第三者に譲渡したとき、又は地区集会所以外に転用したとき。

(３)　補助金を他の用途に使用したとき。

(４)　補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(５)　概算払を受けた団体の確定額が概算交付額に満たなかったとき。

（補助金の交付等についての見直し）

第13条　市長は、補助金の交付について、平成20年度から起算して３年を経過する度に見直しを行い、当該補助金の額及び交付の可否について決定するものとする。この場合において、市長は、当該期間内であっても補助金の額について見直しを行うよう努めるものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成17年１月１日から施行し、平成17年４月１日（以下「適用日」という。）以後に建築等をおこなう集会所について適用する。ただし、適用日までにすでに申請書が提出され、建築等をおこなっている集会所に係る補助については、合併前の松阪市総合政策部補助金交付要綱、嬉野町補助金交付規則（昭和51年嬉野町規則第14号）、三雲町集会所補助金交付要綱（昭和58年三雲町要綱第５号）の規定の例による。

附　則（平成20年５月28日告示第215号）

この告示は、公表の日から施行し、平成20年４月１日以後に建築等を行う集会所について適用する。

附　則（平成20年９月１日告示第279号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成21年10月29日告示第301号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和５年２月14日告示第30号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式（省略）